

公共工事の品質確保に関する当面の対策について(概要・案)

平成20年3月28日
公共工事の品質確保の促進に関する
関係省庁連絡会議 申合せ

1. 総合評価方式の徹底

(1) 国の調達

- ①平成20年度以降の公共工事の発注において、原則総合評価方式を実施。
- ②平成20年度早期に調査設計業務等においても総合評価方式を本格導入。

(2) 地方公共団体の調達

- ①工事の品質を確保するための取組が行われるよう、以下の施策を推進。
 - ・平成20年度以降、国庫補助事業については、交付決定時に品確法遵守についての条件を付すことを原則とする。
 - ・毎年度の総合評価方式の実施目標とその達成状況の公表の促進。
- ②総合評価方式の導入・拡大に向け、地方公共団体向け総合評価実施マニュアルの改定など、各種支援を実施。

2. 不良不適格業者の排除、地場産業育成、下請企業等へのしわ寄せ防止

(1) 国の調達

- ①政府調達協定対象工事は原則入札ボンドを導入。
- ②下位等級業者の上位等級工事への参入機会の順次拡大。
- ③適切に地域要件を設定。
- ④地域貢献の評価、地元業者を下請とする場合等のインセンティブの付与の検討を実施。
- ⑤専門工事部分の評価を行う総合評価方式を順次導入・拡大。

(2) 地方公共団体の調達

- ①予定価格等の事後公表への移行を促進。予定価格等の事前公表を行う場合にはその理由の公表を促進。
- ②適切な地域要件の設定、入札ボンドの導入・拡大を促進。

3. 契約等の対等な関係の構築、ダンピングの防止

(1) 国の調達

- ①見積もりを活用する積算方式の導入・拡大。
- ②低入札価格調査基準価格の見直し。
- ③施工体制確認型総合評価方式・特別重点調査の導入・拡大。
- ④出来高部分払い方式、施工プロセスを通じた検査を順次導入・拡大。
- ⑤設計変更ガイドライン等を作成。

(2) 地方公共団体の調達

- ①予定価格や低入札価格調査基準価格などの適切な見直しの促進。
- ②最低制限価格制度の活用や、総合評価方式を実施する際における低入札価格調査と価格による失格基準の併用の促進。

4. 特殊法人等の調達

国の調達における取組と同様の取組の実施について、特殊法人等を指導。

5. 不当廉売・不公正取引等に対する監視の強化

- ①低入札価格調査の対象となった工事等について所要の調査の結果問題となる行為が認められた場合には厳正に対処。
- ②「建設業法令遵守ガイドライン」及び「駆け込みホットライン」の周知徹底。

6. 情報の共有のための体制整備

- ①地域ブロックごとに部局横断的な発注者協議会を平成20年度中に設置。
- ②施工段階での受注者からの苦情を関係者間で処理する体制を整備。